

平成28年度 第2回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：平成28年10月31日（月）

午前10時～午前10時45分

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

ホテルプリムローズ大阪2階 鳳凰の間

議 題

【審議案件】

議第412号「東部大阪都市計画道路の変更」について

議第413号「東部大阪都市計画道路の変更」について

平成28年度第2回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考	
1	学識経験の者 あ る	小林 潔 司	京都大学大学院教授	出	会長	
2		矢守 克 也	京都大学教授	欠		会長代理
3		塚口 博 司	立命館大学教授	出		
4		近藤 明	大阪大学大学院教授	出		
5		滋野 由紀子	大阪市立大学大学院教授	出		
6		嘉名 光 市	大阪市立大学大学院准教授	出		
7		加我 宏 之	大阪府立大学大学院准教授	欠		
8		石黒 暢	大阪大学大学院准教授	欠		
9		中谷 清	大阪府農業会議会長	欠		
10		乾 恵美子	大阪商工会議所女性会副会長	出		
11		中川 元	弁護士	出		
12	関係行政機関 の職員	徳田 正 一	近畿農政局長	出	代理:農村計画課長 阪口 正博	
13		池森 啓 雄	近畿経済産業局長	欠		
14		池田 豊 人	近畿地方整備局長	出		代理:環境調整官 寺山 正樹
15		若林 陽 介	近畿運輸局長	出		代理:計画調整官 川合 宏和
16		村田 隆	大阪府警察本部長	欠		
17	府 議 会 議 員	西林 克 敏	府議会議員(維新)	出		
18		うるま 讓 司	府議会議員(維新)	出		
19		上田 健 二	府議会議員(維新)	出		
20		やまのは 創	府議会議員(維新)	出		
21		西川 のりふみ	府議会議員(自民)	出		
22		松本 直 高	府議会議員(自民)	出		
23		肥後 洋一朗	府議会議員(公明)	出		
24		山下 浩 昭	府議会議員(公明)	出		
25	市町村の長を 代表する者	田中 誠 太	大阪府市長会会長	出		
26		松本 昌 親	大阪府町村長会会長	出		
27	市町村議会の 議長を代表 する者	中山 敏 数	大阪府市議会議長会会長	出		
28		井上 昭 司	大阪府町村議会議長会会長	出		
29	大阪市長及び 大阪市会議長	吉村 洋 文	大阪市長	出	代理:都市計画局長 川田 均	
30		木下 誠	大阪市会議長	出		

※ 委員30名中24名出席

平成28年度第2回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	門真市長	宮本 一孝	議第413号	出
2	門真市議会議長	土山 重樹	議第413号	出

平成28年度第2回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	吉村庄平	出	
2	都市整備部技監	井出仁雄	欠	
3	事業管理室長	山田順一	出	
4	都市計画室長	柴崎啓二	出	
5	計画推進課長	大森浩一	出	臨時幹事:計画推進課参事 水谷 経輔
6	交通道路室長	森岡武一	※	臨時幹事:道路整備課参事 松本 次郎
7	河川室長	福井淳太	※	臨時幹事:河川整備課課長補佐 富井 浩一
8	下水道室長	長谷川明巧	※	臨時幹事:事業課主査 近道 良太
9	港湾局長	辰谷義明	※	臨時幹事:計画調整課課長補佐 高平 一哉
10	住宅まちづくり部長	堤勇二	欠	
11	住宅まちづくり部技監	山下久佳	欠	
12	住宅まちづくり部理事	芝池利尚	出	
13	都市居住課長	三崎信顕	欠	
14	建築指導室長	澤田範夫	出	
15	住宅経営室長	山添光訓	欠	
16	危機管理室長	武井義孝	欠	
17	企画室長	吉田真治	※	臨時幹事:計画課課長補佐 松枝 俊明
18	市町村課長	土屋俊平	※	臨時幹事:市町村課主査 黒岡 秀徳
19	福祉総務課長	中川和明	欠	
20	健康医療総務課長	西野誠	欠	
21	環境衛生課長	山形三津留	欠	
22	商工労働総務課長	生澤克彦	※	臨時幹事:商工労働総務課総括主査 築澤 慎一
23	みどり推進室長	勝又章	※	臨時幹事:みどり推進室森づくり課参事 池口 直樹
24	循環型社会推進室長	棗一彦	欠	
25	環境管理室長	中西康雄	出	
26	農政室長	南部和人	※	臨時幹事:農政室整備課総括主査 尾本 啓
27	府民文化総務課長	奥平薫	欠	
28	教育総務企画課長	後藤克己	※	臨時幹事:教育総務企画課副主査 岩倉 涼子
29	施設財務課長	土佐泰豊	※	臨時幹事:施設財務課課長補佐 渋谷 正利
30	文化財保護課長	星住哲二	※	臨時幹事:文化財保護課専門員 岡本 敏行
31	府警本部交通規制課長	横山晃司	※	臨時幹事:交通規制課管理官 染川 克己

平成28年度第2回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	守口市都市整備部長	馬場 正人	議第412号	出
2	守口市都市計画課長	河村 良太	議第412号	出
3	門真市まちづくり部長	中道 寿一	議第413号	出
4	門真市まちづくり推進課長	阪本 敏夫	議第413号	出

目 次

1 開会.....	1
2 議第412号「東部大阪都市計画道路の変更」 議第413号「東部大阪都市計画道路の変更」について.....	3
3 閉会.....	17

1 開 会

(午前10時開会)

【司会】 皆様おはようございます。

審議会の開催に当たりまして、事務局から御協力をお願いを申し上げます。

携帯電話はマナーモードに設定していただきますよう、お願いします。

また、傍聴の皆様におかれましては、先にお配りしております傍聴要領をお守りいただき、審議会開会中は御静粛にお願いします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第2回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めます、都市計画室計画推進課の奥林と申します。どうぞよろしく申し上げます。

本日の審議会は30人中24人の委員の方々に御出席をいただく予定になっております。現在23人の委員の方に御出席いただいております。臨時委員を含めまして、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、定足数を満たし有効に成立していることを御報告いたします。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、今年度より新たに委員に御就任いただき、本日初めて御本人に御出席いただいております委員を御紹介させていただきます。

大阪市会議長の木下委員でございます。

【木下 委員】 木下でございます。よろしく御願い申し上げます。

【司会】 また、本日は臨時委員2名の方々に御出席いただいておりますので、御紹介します。

議第413号議案に関連して、門真市長、宮本委員でございます。

【宮本 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 門真市議会議長、土山委員でございます。

【土山 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 御紹介は以上でございます。よろしく申し上げます。

それでは、審議に先立ちまして、お配りしている資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をご覧ください。

1、配付資料一覧及び委員配席表。両面になっております。

2、大阪府都市計画審議会条例及び規則。

3、議題及び付議案件一覧。これは両面になっております。並びに委員名簿及び幹事名簿。これは両面になっております。

4、資料1、審議会議案書。

5、資料2、審議会資料。

6、資料3、環境影響評価書。

こちらの資料につきましては、委員の皆様のための配付となっております。

7、資料4、環境影響評価書概要資料。

8、資料5、東部大阪都市計画道路の変更に対する意見書の要旨と大阪府の見解。

以上、資料は8点でございます。

なお、委員の皆様には、議案説明時のパワーポイントの表示画面を議案ごとにまとめた補助資料もお手元に配付しております。

漏れている資料等ございませんでしょうか。

それでは、大阪府都市計画審議会条例第5条第1項において、会長が当会議の議長になると定められておりますので、小林会長に議事進行をお願いしたいと思います。

小林会長、よろしく申し上げます。

【小林 会長】 おはようございます。

本審議会の会長を務めております小林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、本日お忙しいところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、只今から、平成28年度第2回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。

今回、御審議をいただきます案件は、あらかじめ皆様のお手元にお届けいたしました議案書のとおり、東部大阪都市計画道路の変更の2議案でございます。

御審議いただきますのは、議第412号でございますが、次の413号と相互に関連する内容でございますので、一括して幹事に説明をさせます。

よろしく申し上げます。

2 議第412号「東部大阪都市計画道路の変更」

議第413号「東部大阪都市計画道路の変更」について

【幹事 大森計画推進課長】 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課長の大森でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議第412号及び議第413号「東部大阪都市計画道路の変更」の2案件は、相互に関連がございますので一括してご説明いたします。議案書及び審議会資料をご覧ください。

都市計画道路大阪門真線、いわゆる（仮称）淀川左岸線延伸部とは、政府の都市再生プロジェクトに位置付けられた、延長約60kmの大阪都市

再生環状道路の一部を構成する道路であり、第二京阪道路を介して、名神高速道路等と阪神港及び関西国際空港を結ぶ主要な幹線道路で、さらに、大阪都心部の慢性的な渋滞の緩和や沿道環境の改善とともに、新たな拠点エリアを誘引する都市の活性化に繋がる道路であります。

本路線の計画につきましては、手続きの透明性、客観性、公正さを一層高めることを目的として、淀川左岸線延伸部有識者委員会を設置し、平成16年3月から平成18年12月まで延べ24回開催し、市民の皆さまなどへ情報提供を行い、アンケート、ヒアリング及び公聴会等により、その意見を把握するパブリック・インボルブメントプロセスを実施し、「推奨すべき計画案のルート・構造の考え方」を整理し、この考え方を踏まえ、沿道地域への影響に配慮し、公共空間を出来るだけ活用した計画としております。

その後、平成25年には、環境影響評価方法書の縦覧及び説明会を行い、平成27年2月には、都市計画素案等の説明会を実施しました。さらに、平成27年10月には、都市計画案及び環境影響評価準備書の縦覧や説明会を実施し、地域のみなさまへのご説明を行いつつ、ご意見もうかがいながら進めてまいりました。さらに、環境影響評価では、大阪府知事や環境大臣、国土交通大臣からの意見等を勘案して、環境影響評価書を取りまとめましたので、都市計画の案とともに本日の都市計画審議会にて、お諮りさせていただきます。

本路線は、新御堂筋である国道423号と（仮称）豊崎（とよさき）インターチェンジで接続する大阪市北区豊崎地区から、第二京阪道路や近畿自動車道と門真ジャンクションで接続する門真市葎島（ひえじま）地区に至る延長約8.7kmの自動車専用道路です。道路規格は第2種第2級、設計速度は時速60km、車線数は4車線で計画しており、将来の本線計

画交通量は1日当たり約30,000台から約46,200台と予測しております。

本路線のルート・構造について具体的に説明します。起点部である淀川左岸線2期及び国道423号新御堂筋と接続する豊崎インターチェンジから大川までは、都市計画道路淀川南岸線の地下空間を活用し、下りながら東へ進みます。大川付近から国道479号内環状線までは、既決定の都市計画道路を活用しつつ、出来るだけ延長を短くするルートとしております。この区間が、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づいた大深度地下使用予定区間であり、地下約70mの深い位置において、道路整備に必要な空間だけを「立体的な範囲」として都市計画に定めることにより、一般的な高層建築物の建設に影響がなく、用地買収が生じない計画としております。国道479号内環状線からは、通称「花博通」を東へ向けて上りながら進み、鶴見緑地付近で、シールドトンネルから開削ボックス、掘削部を経て、高架構造となり、門真ジャンクションと接続します。また、周辺道路とアクセスするインターチェンジを、「豊崎」「内環」「門真西」の3箇所を設置します。さらに、トンネル内の空気を換気するための換気所を、(仮称)豊崎インターチェンジ付近と、花博記念公園鶴見緑地前付近の2箇所に設置します。

続いて、3箇所のインターチェンジの具体的な構造についてご説明いたします。

(仮称)豊崎インターチェンジでは、淀川左岸線2期と大阪門真線、いわゆる淀川左岸線延伸部は直接接続するとともに、国道423号新御堂筋南行き及び都市計画道路淀川南岸線から大阪門真線へ接続するランプ、さらに、大阪門真線から国道423号新御堂筋北行き及び淀川南岸線へ接続するランプの、合計4本のランプを設置する計画としております。なお、

淀川左岸線2期につきましては、国道423号新御堂筋北行きへ接続するランプ、及び国道423号南行きから接続するランプの、合計2本のランプが設置されます。

(仮称)内環インターチェンジでは、花博通東行きから大阪門真線東行きへ接続するランプ、大阪門真線西行きから花博通西行きへ接続するランプの、合計2本のランプを設置する計画としております。

(仮称)門真西インターチェンジでは、大阪門真線東行きから花博通東行きに接続するランプ、花博通西行きから大阪門真線西行きへ接続するランプの、合計2本のランプを設置する計画としております。また、門真ジャンクションでは、第二京阪道路と大阪門真線が直接接続するとともに、大阪門真線から近畿自動車道へ接続するランプ、近畿自動車道から大阪門真線へ接続するランプの、合計4本のランプを設置する計画としております。

大阪門真線、いわゆる淀川左岸線延伸部、約8.7kmのうち、大阪府が決定する都市計画としましては、守口市域において、大阪門真線を追加し、門真市域において、大阪門真線の追加及び大阪枚方京都線を変更するものであります。なお、大阪市域における大阪門真線につきましては、10月17日に開催されました大阪市都市計画審議会にて、承認されております。

次に、都市計画の内容について、具体的にご説明いたします。守口市域において、延長約100m、車線数4車線、幅員30m、構造形式を地下式、名称1・2・209-2号大阪門真線を追加するものであります。具体的な幅員構成につきましては、構造令等に準拠し、車道幅員3.25m、4車線のボックス構造に、地下水及び地盤等の周辺への影響をより低減するための「地下水流動保全工法」を実施する施工範囲を両側に確保するこ

とから、幅員約30mとしております。

次に、門真市域において、延長約580m、車線数4車線、幅員18m、構造形式を嵩上式、近畿自動車道とのランプ部を含め、名称1・4・223-2号大阪門真線を追加するものであります。具体的な幅員構成につきましては、構造令等に準拠し、車道幅員3.25m、4車線に、中央分離帯等を設け、高架構造の、幅員約18mとしております。

また、関連する都市計画道路大阪枚方京都線の自動車専用道路である「第二京阪道路」と幹線街路である国道1号及び通称「花博通」につきましては、大阪門真線の追加に伴い、今回、門真ジャンクション周辺の土地利用について、再検討した結果、ランプ橋脚部の用地買収は必要となるものの、高架下についても区分地上権の設定などにより、土地の有効活用を促進する為、側道の計画を廃止し、ジャンクション部全体を都市計画決定していたものを、現道及びランプの道路幅のみの区域に都市計画変更するものであります。

以上により、自動車専用道路であります、1・2・223-1号大阪枚方京都線につきましては、一部区域の変更と大阪門真線の追加に伴い、起点の位置を変更し、延長を約4,350mから約3,920mに変更するものです。

また、幹線街路であります、3・1・223-2号大阪枚方京都線につきましては、一部区域の変更を行うものです。

続きまして、大阪門真線、いわゆる淀川左岸線延伸部が沿道地域に与える影響につきまして、ご説明いたします。

本案件は、環境影響評価法の対象事業に該当するため、環境影響評価を実施したものです。環境影響評価書は、資料3です。その環境影響評価書の概要を資料4にまとめておりますので、その内容をご説明させていただきます。

ます。

工事の実施、および道路の完成後における影響を考慮して、大気質、風害、騒音、振動、低周波音、水質、底質、地下水、地盤、土壌、日照障害、電波障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財及び廃棄物等の20の環境要素を環境影響評価の項目として選定しました。

予測・評価を実施した結果、全ての項目について、基準または目標値、参考値を満足及び影響が無いまたは小さい、もしくは、環境保全措置を実施することで、回避又は低減されていると評価しております。さらに、地下水、地盤及び土壌につきましては、環境影響評価法に基づき、事後調査を実施することとしております。以上により、本路線につきましては、環境の保全について、適正な配慮がなされていると評価しており、都市計画を定める上で支障が無いと判断しました。

このうち、住民の方からいただいた意見の中から、特に意見書の数が多かった、大気質及び騒音につきまして、予測及び評価した結果をご説明いたします。

まず、大気質の予測結果につきまして、ここでは、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、供用後の自動車の走行による影響につきまして、ご説明いたします。対象道路がトンネル構造ではない（仮称）内環インターチェンジ付近及び（仮称）門真西インターチェンジ・門真ジャンクション周辺の2地域において、調査により得られた現況値に道路及び換気塔による影響を足し合わせて、予測しました。予測の結果、二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、0.039から0.041ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は1立方メートル当たり0.059mgとなり、いずれの予測地点においても、環境基準を満足します。

次に、騒音の予測につきまして、ここでは、供用後の自動車の走行による影響につきまして、ご説明いたします。対象道路がトンネル構造でない（仮称）内環インターチェンジ付近及び（仮称）門真西インターチェンジ・門真ジャンクション周辺の2地域において、供用後の騒音につきまして、予測しました。なお、予測は、周辺道路からの影響、遮音壁などの対策による効果を考慮しております。予測結果は、対象道路への「遮音壁の設置」などの環境保全措置により、等価騒音レベルにつきましては、昼間は64から70デシベル、夜間は59から65デシベルとなり、環境基準値以下、または対象道路以外の道路の騒音レベルから増加することがない値となっております。また、関係機関等と連携を図りながら、対象道路以外の道路においても、「排水性舗装」などの対策を講じることにより、基準との整合を図ることとしています。

本案件につきまして、平成27年10月に両市それぞれ環境影響評価準備書に関する地元説明会を開催し、環境影響評価法に基づき、準備書を平成27年10月2日から1箇月間縦覧したところ、意見書の提出がありました。主な意見と都市計画決定権者の見解につきまして、説明いたします。

まず、大気質に関する意見は、次の通りでございます。道路整備による環境悪化が懸念される。現状以上の大気汚染物質、排出ガスの増加は認められない。というご意見でございます。

これに対する都市計画決定権者の見解は、大阪府では、流入車規制の推進、交通需要の調整など、総合的な自動車環境対策に取り組んでいます。また、本路線の整備により、大阪都市圏を通過する車両が分散し、交通がスムーズになることで、大気汚染物質の排出量の削減が期待されます。なお、大気質の予測において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに、環境基準を達成しています。

また、PM_{2.5}は二酸化窒素と比例関係があるとされており、自動車走行量の増加により、PM_{2.5}の増加が懸念される。というご意見でございます。

これに対する都市計画決定権者の見解は、PM_{2.5}につきましては、予測手法が確立されていないことから、予測・評価は実施しておりませんが、今後の研究開発を踏まえ必要な対応を行うこととしております。

大気質・騒音に関する意見は次の通りでございます。花博記念公園前交差点から門真ジャンクションまでの区間は急勾配であることから、排気ガスやエンジン音が沿道周辺地域にどのような影響を与えるのか。また、門真市域は西風が吹く割合が高いため、環境保全措置として当該区間をシェルター構造とし、脱硝装置を設置してほしい。というご意見でございます。

これに対する都市計画決定権者の見解は、大気質及び騒音の予測につきましては、道路の縦断勾配や年間の気象条件等を踏まえて実施しております。また、供用後の大気質の予測結果において、脱硝装置等の環境保全措置を行わなくても、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに、環境基準を達成しております。なお、今後の技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入することとしています。

騒音・振動に関する意見は次の通りでございます。騒音や振動の予測では工事中に基準超過寸前の値が多く、超過している場合もある。着工前、工事中及び供用後において、同じ条件で継続して観察、測定する必要がある。というご意見でございます。

これに対する都市計画決定権者の見解は、予測の結果、基準を超過する建設機械の稼働に係る騒音については、防音パネルなど、基準を達成するための遮音対策の検討を行っております。また、供用後の騒音につきましては、遮音壁の設置等により、環境基準を満足するか、他の道路からの騒

音値を増加させないレベルまで低減しております。

地下水・地盤に関する意見は次の通りでございます。大深度地下を使用するトンネル、換気所、避難立坑の設置により、地下水が漏れだし、地盤沈下が懸念される。というご意見でございます。

これに対する都市計画決定権者の見解は、トンネル立坑部等は、地中連続壁等の止水性のある土留め壁を使用いたします。また、本事業で採用する密閉型シールド工法につきましては、ほとんど漏水がないトンネルが多く施工されております。さらに、予測の結果、地下水位低下量は、年間の変動幅の範囲内に入っておりますが、環境影響をできる限り回避、低減するために「地下水流動保全工法」を実施することとしております。

廃棄物等に関する意見は次の通りでございます。トンネル工事の排出土の処理方法について、事業実施前の都市計画案の説明時に、住民へ丁寧に説明すべき。というご意見でございます。

これに対する都市計画決定権者の見解は、トンネル工事による建設副産物、またその搬出につきましては、関係法令に基づき、適切に対応いたします。また、事業実施にあたっては、事前の説明や情報提供等に努めることとしております。

また、その他の意見は次の通りでございます。南海トラフ巨大地震時でのトンネルの変異や液状化なども事前に評価し、対策案を検討し、安全性が確保できることを、都市計画案の段階で、住民が納得できる説明をすること。というご意見でございます。

これに対する都市計画決定権者の見解は、地震時の詳細な検討につきましては、事業実施段階に地質調査等を実施した上で、関係基準等に基づき、専門家の指導・助言を得ながら、安全性を確保するための必要な対策を実施することとしております。

次に、トンネル内の火災時における避難方法が不明。災害や事故の内容に応じて避難路は複数確保すべき。というご意見でございます。

これに対する都市計画決定権者の見解は、避難誘導施設につきましては、路面下を避難空間として想定し、安全性を確保する計画であり、事業実施段階に、必要に応じて避難シミュレーション等を行い、適切な避難方法を検討することとしております。

また、説明会が沿線部でしか開催されていない。建設費用の負担や道路の利用は大阪府民全体の問題であり、広く説明すべき。というご意見でございます。

これに対する都市計画決定権者の見解は、説明会の開催については、各市広報に掲載するとともに、広報板やホームページなどにより周知に努め、また、説明会配布資料や説明スライドをホームページに掲載いたしました。今後も、事業の進捗に応じ、工事説明などを実施し、事業内容について、事前の説明や情報提供等に努めてまいります。

以上が、主な意見と都市計画決定権者の見解でございます。

次に、大阪府環境影響評価審査会で審査され、平成28年3月23日付けで環境保全上の見地から、知事意見が取りまとめられています。さらに、評価書に対して、平成28年9月6日付けで国土交通大臣及び都市計画同意権者より意見が送付されております。

環境影響評価準備書に対する主な知事意見につきましては、全般的事項としまして、交通の円滑化、交通量の分散などの交通流対策を推進し、交通面からの環境負荷の低減に努めること。大気質に関しては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の影響を可能な限り小さくすること。騒音に関しては、効果の高い遮音壁や吸音材の設置などの防音対策を実施し、影響を可能な限り低減すること。廃棄物等に関しては、建設発生土や汚泥につい

ては、可能な限り発生抑制を図るとともに再利用を実施すること。さらに、発生抑制や再利用、処分に関する具体的な実施計画を策定すること。というご意見でございます。

また、環境影響評価書に対する国土交通大臣及び都市計画同意権者の主な意見につきましては、総論として、予測し得なかった変化が見込まれる場合は、調査・予測・評価を再実施すること。環境保全措置の具体化に当たっては、事後調査等の結果を踏まえて十分に検討すること。事業者が変更される場合は、環境影響評価に係る資料等の知見を適切に引継ぐこと。周辺計画との工事期間が重複する場合は、周辺環境への影響を低減すること。環境影響及び環境保全措置の内容を地域住民等に対し丁寧に説明すること。というご意見でございます。さらに、各論としましては、大気質、騒音、水環境及び土壌環境、廃棄物等、温室効果ガス等についての5項目に関して、適切に措置を講じること。というご意見でございます。

これらの意見を踏まえ、環境影響評価書を作成いたしました。

最後に、平成27年2月に両市それぞれ都市計画案に関する地元説明会を開催し、変更内容について説明を行いました。また、公述の申出はありませんでした。さらに、平成27年10月2日から11月2日までの1箇月間、都市計画法17条に基づく案の縦覧を行いましたところ、意見書が提出されました。意見書の要旨と大阪府の見解につきましては、お配りしております、資料5に記載しております。

意見書の要旨は次の通りでございます。採算性を度外視した巨大な開発事業である（仮称）淀川左岸線延伸部を建設すべきではない。というご意見でございます。

これに対する府の見解は、対象道路につきましては、内閣府都市再生本部にて平成13年8月に策定された「都市再生プロジェクト」において、

大都市圏における環状道路体系の整備のひとつとして位置づけられた重要な路線であり、対象道路の整備により、大阪都市再生環状道路が形成され、阪神高速道路東大阪線等周辺道路の渋滞緩和など広範囲において交通流が改善するほか、災害時における代替路として防災機能の確保に資する道路であると考えております。

説明は以上でございます。

【小林 会長】 ありがとうございます。

只今、幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問等はいかがでしょうか。

はい、お願いします。

【中川 委員】 委員の中川です。丁寧な御説明ありがとうございました。

必要性とか事業の採算性等につきましては理解しているんですが、環境影響評価の点で1点だけ御質問させていただきます。問題は大気質だと私は思うんですけども、と言いますのも入り口から反対側の入り口まで地下トンネルを通っているわけで、その大気というものは換気塔とあるいは開口部等で集中して発生するだろうというふうに想定されます。現状の大気の点につきまして、浮遊粒子状物質については、確かに自動車排出ガス測定局では、ほとんどが環境基準を達成しているんですけども、一般局では、大半が遵守できていない状況の中で、どのようにその点御説明されるのかなというところです。

【幹事 大森計画推進課長】 お答えいたします。

本路線周辺の調査により得られた現況値に、将来交通量に基づく影響を足し合わせた予測値と環境基準とを比較するという考え方で評価しております。

【中川 委員】 現実に影響が余り大きく出ないということ、簡単に言うと小さいということによろしいのですか。

【幹事 大森計画推進課長】 そうですね。将来交通量に基づく数値につきましては、環境基準を満足する結果となっております。

【中川 委員】 わかりました。

【小林 会長】 よろしゅうございますか。

そのほか御質問、御意見ございますか。

【松本 委員】 府議会から参加させていただいております松本直高でございます。

私から議案説明時のパワーポイント表示画面の10ページにある（仮称）門真西IC、門真JCTイメージ図のことについて、1点伺わせていただきます。この図を拝見しておりますと、近畿道から大阪門真線に合流する青いルートと、花博通から合流するオレンジのルート、ここにつきましてはその前の7ページを見ていますと、道路の本線やランプが縦断的に上ったり下ったりしながら合流していくような構造になっているかと思うんですけれども、ここの合流地点、大きな3本からの合流地点、青い所とオレンジの所のこの距離というのがどれぐらいあるのかなと思います。

と言いますのも、これだけ合流が集中しますと、かなりの交通量が予想されるのではないかとということもありますので、この構造上見ておりますと、この距離、長さによっては、非常に渋滞を招く、あるいは下っていているところもありますのでスピードも出るかと思います。そういう状況で安全対策、渋滞対策、どのように考えておられるのか、説明をしてください。お願いします。

【幹事 大森計画推進課長】 門真西ICと門真JCTとの水平的な距離でございますけれども、500メートルほどございまして、それだけの

距離の中で合流していくというふうに考えております。

【松本 委員】 ありがとうございます。500メートルの間で、7ページの図を見ていると急激に下がっていくためスピードがついているところで、これだけの交通量が多くなることが予想される中、しっかりとした安全対策、渋滞対策をこれからしっかりと検討していただきますよう、お願いを申し添えておく次第でございます。

ありがとうございます。

【小林 会長】 ありがとうございます。

そのほか。はい。

【肥後 委員】 府議会の肥後でございます。

先ほどからお聞きしまして、花博通のところから大深度に向けてトンネルをシールドで掘るというルートをお伺いしたんですけれども、今、寝屋川北部地下河川という地下河川が、この付近まで整備をされておまして、ここから先、大川に向けて、大深度でシールドによりトンネルを通過させて、地下河川をためる施設から流す施設ということで完成させるというふうに、今、審議がされていると思うんですけれども、この地下河川の大深度のルート等と何か関連があれば、この審議会で答えられる範囲で結構ですのでお願いします。

【幹事 大森計画推進課長】 寝屋川北部地下河川事業につきましては、委員、お示しのとおり、大深度地下でやっていくということで考えられております。今回、こちらにもございますように、淀川左岸線延伸部につきましても大深度を利用していくということでございますけれども、平面的な位置等を調整することによりまして、影響がないような形で進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

【肥後 委員】 わかりました。ありがとうございます。

【小林 会長】 そのほか、御意見、御質問ございませんか。

ございませんでしょうか。

それでは、御意見がございませんようですので、この2議案については一括して表決いたしたいと思います。

議第412号、413号を原案どおり承認することについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

【小林 会長】 挙手多数ですので、この2議案は原案どおり可決されました。

以上で、本日の全ての審議は終了いたしました。

本日、御審議いただきました議案につきましては、直ちに事務局に必要な手続を進めさせます。

委員の皆様方には、円滑な議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

では、事務局にお返しいたします。

3 閉会

【司会】 長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

本日の御審議を踏まえ、大阪府において必要な手続を進めてまいります。

本日配付しております資料3の「環境影響評価書」につきましては、御入り用の委員の方には後日お送りいたしますので、事務局までお申し付けください。

以上をもちまして、平成28年度第2回大阪府都市計画審議会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(午前10時45分)